

(指定通所介護事業の目的)

第1条 医療法人社団 千春会が開設するせんしゅんかいデイサービスセンター岡崎（以下「事業所」という。）は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(指定介護予防型デイサービス事業の目的)

第2条 事業所は、要支援者および事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第3条 事業所は、指定通所介護、指定介護予防型デイサービスの事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称：せんしゅんかいデイサービスセンター岡崎

(2) 所 在 地：京都市左京区岡崎入江町44

(3) 事業単位：3単位

(4) 利用定員：1日15人（1単位目15人 2単位目15人 3単位目15人）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）
生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。

- (3) 介護職員 1名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。※生活相談員又は介護職員のうち1名以上を常勤とする。

- (4) 看護職員 1名以上（毎日1名以上配置する。）
利用者の健康管理業務等を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名人以上
機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで、及び事業所の諸般の都合により休業日を設ける場合がある。この場合、利用者には事前に休業する旨を周知させるものとする。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目 午前9時25分から午後12時25分までとする。
2単位目 午後12時40分から午後3時40分までとする。
3単位目 午前9時40分から午後4時40分までとする。

（事業の内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、若しくは京都市長が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴サービス
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態チェック
- (5) レクリエーション
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ（介護予防）

- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、次のと

おりとする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 3 km 未満は無料
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 3 km 以上、以後 0.5 km 増すごとに 500 円を加算する。
- 3 食費は、一食当たり 682 円（おやつ代含む）を徴収する。
 - 4 その他、事業所が定める別紙に掲げる利用料及び費用を徴収する。
 - 5 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費を徴収する。
 - 6 正当な理由がなく通所介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。ただし、第 1 項の費用であって月額で算定するものは除く。
 - 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
 - 8 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。
 - 9 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、左京区とする。但し、北は北大路通りまで、西は東堀川通り、東は白川通り、南は五条通りとします。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第 9 条 当事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 事業所内での喫煙は行わない。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- (5) 金銭等の管理は各自で行う。
- (6) 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生センターの助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所は、通所介護・介護予防型デイサービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人社団千春会が定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第16条 事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。
- (1) 虐待防止のための指針も設ける。
 - (2) 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
 - (3) 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
 - (4) 虐待防止のための職員への研修かつ計画的に行う。
 - (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

附 則

この規程は、令和 7年 1月 4日から施行する。